



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 81 / 2017年7月号

発行日：2017年7月24日

関東甲信越地方は、平年より2日ほど早い梅雨明けとなりました。

沖縄地方を除いて、全体的に空梅雨で、このような年は台風などの影響による洪水が起きやすいそうです。空梅雨による水不足は、節水等で対処することはできますが、洪水等の災害は、簡単に防ぐことができません。

すでに、九州や山陰ではすでに災害が起こってしまっています。

これ以上起こらないことを祈ります。

I. 最新情報（2017年6月1日～2017年6月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年6月 15日	意見	実務対応報告公開 草案第52号「従 業員等に対して権 利確定条件付き有 償新株予約権を付 与する取引に関す る取扱い（案）」 等に対する意見に ついて	平成29年5月10日に企業会計基準委員会から実務対応報告公開 草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権 を付与する取引に関する取扱い（案）」等が公表され、広く意見が 求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、こ の意見募集に対する意見を取りまとめ、平成29年6月15日付け で企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2017年6月 8日	意見	非営利法人委員会 実務指針「地域医 療連携推進法人の 計算書類に関する 監査上の取扱い及 び監査報告書の文 例」（公開草案） の公表について	平成27年9月の医療法の改正により、地域医療連携推進法人制度が創設され、地域医療連携推進法人は、その規模等に関わらず、認定を受けた会計年度より公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられました。これを受けて日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、会員が医療法に基づき地域医療連携推進法人の監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、このたび一応の取りまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。今回の医療法の改正に伴い、地域医療連携推進法人に対する地域医療連携推進法人会計基準が制定され、その内容を補足する運用指針も医政局長通知として制定されています。地域医療連携推進法人が適用すべき地域医療連携推進法人会計基準及び運用指針は、財務報告の枠組みとしては適正表示の要件を満たしているものと考えられます。ただし、医療法施行規則においては、地域医療連携推進法人は、同じ医療法の規制を受ける医療法人と同様の取扱いとする法令制定上の趣旨から、準拠性の意見が求められています。そのため、本公開草案においては地域医療連携推進法人の監査意見の表明においては準拠性の意見を表明することとしています。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	
2017年6月 28日	意見	「税制の在り方に関する提言」の公表について	日本公認会計士協会は、平成 29 年6月 13 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「税制の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。本提言は、平成 28 年9月 15 日付けの諮問事項「平成 30 年度に係る税制改正に対し意見・要望すべき事項について検討して取りまとめ、提言されたい。」に対するものです。本提言は、昨今の社会情勢の中からその問題点を見だし、政策手段の一つとして、税制はどうあるべきかという観点から、今後の税制改正の方向性や在り方について、日本公認会計士協会としてふさわしい意見発信を積極的に行っていくために、既存の税制改正意見・要望書とは別に策定しています。本提言の構成としましては、Ⅰ「企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について」、Ⅱ「社会・経済構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について」及びⅢ「世代間の資産偏在の是正について」の3項目に区別し、Ⅰにおいて、IFRS 適用企業の税負担及び BEPS プロジェクトの合意事項の実施、Ⅱにおいて、子育て費用に関する税額控除等の創設及び世帯単位課税の導入、Ⅲにおいて、相続税、贈与税及び所得税について、それぞれ具体的に提言をするものとなっています。	
2017年6月 30日	意見	「平成 30 年度税制改正意見・要望書」の公表について	日本公認会計士協会は、平成 29 年6月 13 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「平成 30 年度税制改正意見・要望書」（以下「税制改正要望書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。本税制改正要望書は、平成 28 年9月 15 日付けの諮問事項「平成 30 年度に係る税制改正に対し意見・要望すべき事項について検討して取りまとめ、提言されたい。」に対するものです。本税制改正要望書は、税制の構造的問題（フレームワーク）に関する要望・意見である「政策的要望」と税制の各個別規定に関する要望・意見である「個別的要望」に区別しています。「政策的要望」は、主として我が国の税制の構造的問題に関して意見・要望を行うものであり、税の中立性の原則に立脚し、IFRS 普及の妨げにならないよう必要な法人税法改正を行うことなど合計 10 項目の意見・要望を行っています。また、「個別的要望」は、主として税制の個別規定に関する意見・要望であり、税目ごとに合計 56 項目の意見・要望を行っています。	

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の概要を解説します。尚、文中意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

1. はじめに

平成28年12月16日に、企業会計基準委員会より実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」、改正企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」、改正企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」が公表されました。

これは、平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき実施される施策として、新たな確定給付企業年金、すなわちリスク分担型企業年金の導入のため、厚生労働省による企業年金の新しい設計に関する政省令案が平成28年5月27日に公表され、これを受けて、企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成28年6月2日に実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等を公表し、意見募集をしていました。

2. リスク対応掛金とは

リスク対応掛金は、財政が悪化するリスクの評価額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）を計算し、その水準を踏まえて掛金を拠出できるようにするもので、導入時に定めた掛金は、恣意性を排除するため原則として変更はできません。

①財政悪化リスク相当額は、20年に1度の損失にも耐えうる基準として算定されます。算定方法としては、告示に定められた一定の方法により算定する標準方式と、厚生労働大臣の承認を得て個別の実情に応じた算定を行う特別方式のいずれかで算定されます。

従来の確定給付企業年金制度と比べ、財政悪化リスク相当額の算定には、価格変動リスクに加えて予定利率低下リスクも見込むこととされます。また、特別方式により算定しなければならない場合の条件が加えられています。

②リスク対応掛金は、労使合意に基づき、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出水準を定めます。5年から20年までの範囲であらかじめ定めた期間で均等額を拠出する均等拠出、規約に上下限を定め毎事業年度毎にその範囲内で拠出する弾力拠出、残額の一定割合を拠出する定率拠出などがあります。

そして、標準掛金相当額（給付に要する費用に充てるため、事業主が将来にわたって平準的に拠出する掛金に相当する額）、特別掛金相当額（年金財政計算における過去勤務債務の額に基づき計算される掛金に相当する額）、及び、リスク対応掛金相当額（財政悪化リスク相当額に対応するために拠出する掛金に相当する額）をリスク分担型企業年金掛金として規約に規定する必要があります。

3. リスク分担型企業年金とは

リスク分担型企業年金は、給付の額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則第25条の2に定める調整率（積立金の額、掛金額の予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額（通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額）に応じて定まる数値）が規約に定められる、確定給付企業年金法に基づく企業年金制度のひとつとされます。

すなわち、将来発生するリスクの分担を、リスク対応掛金に追加拠出する「事業主のリスク負担」と積立不足リスクを給付の増減で調整する「加入者のリスク負担」を、労使合意により企業年金制度の中にあらかじめ定めておくものです。

4. リスク分担型企業年金の分類及び会計処理について

リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、制度導入時の規約に定められた上記の標準掛金相当額、特別掛金相当額、及び、リスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額のほかに拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付債務の認識を要しない確定拠出制度に分類します。

よって、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額を各期において費用として処理します（退職給付会計基準第31条）。

また、それ以外は確定給費制度に分類され、確定給付制度の会計処理となります。

5. 制度間の移行等の取扱い

確定給付制度に分類される確定給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合は、退職給付制度の終了として会計処理を行います。

すなわち、移行時点で移行した部分に係る退職給付債務と年金資産の差額、移行部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を特別損益として認識し、移行時の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上します。

6. 注記事項

- ①企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
- ②リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- ③翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

7. 施行期日

リスク対応掛金及びリスク分担型企業年金の施行期日は平成29年1月1日となっています。また、会計上の取扱いも同日以降の適用となります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703